

土 木 環 境 委 員 会 記 録
< 第 4 号 >

平成30年第3回沖縄県議会（2月定例会）

平成30年3月19日（月曜日）

沖 縄 県 議 会

土木環境委員会記録<第4号>

開会の日時

年月日 平成30年3月19日 月曜日
開 会 午後1時22分
散 会 午後5時31分

場 所

第3委員会室

議 題

- 1 乙第42号議案 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例
- 2 乙第43号議案 建築基準法施行条例の一部を改正する条例
- 3 乙第44号議案 沖縄県文教地区建築条例の一部を改正する条例
- 4 乙第45号議案 沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例
- 5 乙第49号議案 工事請負契約について
- 6 乙第50号議案 工事請負契約について
- 7 乙第51号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 8 乙第52号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 9 乙第53号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 10 乙第54号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 11 乙第55号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 12 乙第56号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 13 乙第57号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 14 乙第58号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 15 乙第59号議案 財産の取得について
- 16 乙第61号議案 訴えの提起について

17 陳情平成28年第45号の4、同第76号、同第89号の4、同第106号、同第160号、
陳情平成29年第3号の4、同第12号の2、同第20号の3、同第21号、同第38号、
同第46号の4、同第61号、同第64号、同第83号、同第91号の3、同第92号の
3、同第94号の4、同第95号、同第109号の2、同第132号、同第145号、同
第151号、陳情第21号の2、第23号、第25号、第29号、第30号及び第31号

出席委員

委員長	新垣清涼君
副委員長	照屋大河君
委員	座波一君
委員	具志堅透君
委員	座喜味一幸君
委員	崎山嗣幸君
委員	上原正次君
委員	赤嶺昇君
委員	玉城武光君
委員	糸洲朝則君

委員外議員 なし

欠席委員

翁長政俊君
仲村未央さん

説明のため出席した者の職・氏名

土木建築部長	宮城理君
技術・建設業課長	小橋川透君
道路街路課長	玉城佳卓君
道路管理課長	喜屋武元秀君

海岸防災課長	永山正君
港湾課長	照屋寛志君
空港課長	與那覇聰君
参事兼都市計画・モノレール課長	古堅孝君
都市計画・モノレール課都市モノレール室長	謝花勉君
建築指導課長	宮平尚君
住宅課長	幸喜敦君
施設建築課長	佐久川尚君
商工労働部企業立地推進課副参事	榊原千夏さん

○新垣清涼委員長 ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。

乙第42号議案から乙第45号議案まで、乙第49号議案から乙第59号議案まで及び乙第61号議案の16件、陳情平成28年第45号の4外27件を一括して議題といたします。

本日の説明員として土木建築部長の出席を求めております。

まず初めに、乙第42号議案沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 お手元の配付資料1、議案説明資料「土木環境委員会」により、御説明いたします。

1ページをごらんください。

乙第42号議案沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本議案は、県管理港湾における船舶への給水施設の適正管理及び港湾施設使用料の負担の公平性を図るため、実態に沿った使用料を定める必要があることから、条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○照屋寛志港湾課長 お手元に配付しております資料2の1により御説明いたします。

1ページをごらんください。

1の条例改正の目的です。

中城湾港（新港地区）等を使用する船舶の大型化やクルーズ船の寄港数の増加に伴い給水施設の使用時間及び使用回数が増加したことにより、当該施設を使用させるための業務量や業務時間が増大しており、給水業務に要する費用が給水施設使用料の徴収額を上回る現状にあることから、給水施設使用料の額の適正化を図る必要があるため条例を一部改正するものであります。

条例改正の内容に入る前に、給水施設について御説明します。

4ページをごらんください。

給水施設とは、船舶に給水するための施設であり、県管理港湾のうち、運天港、本部港（本部地区）及び中城湾港（新港地区）に設置しております。

主に、フェリー等の定期航路、クルーズ船、作業船などが利用しております。

4ページの写真のとおり、岸壁付近のマンホールまたは柱等に設置した給水栓から船舶の給水口までをホースでつないで給水した後、使用水量をメーターで確認し、1立方メートル当たり32円40銭に、当該所在市町村の水道料金を加算した額を使用料として納付してもらうこととしております。

戻りまして1ページをごらんください。

続きまして、2の改正案の概要について御説明いたします。

1つ目に、条例別表第2で定める給水施設使用料について、給水量1立方メートルにつき、32円40銭に水道料金を加算した額を48円60銭に水道料金を加算した額に改めることであります。

そのほか、施行日や経過措置について、附則で定めることとしております。

次に、3の使用料金設定の考え方について御説明いたします。

使用料金設定については、給水施設使用に係るコストを踏まえつつ、利用者の負担額の激変緩和に配慮し、現行料金の1.5倍を上限として設定しております。

4の施行日等について御説明いたします。

港湾法第44条の規定により、料金を変更するときは施行の日の少なくとも30日前にこれを公表することとなっているため、議会の議決を経て公表し、平成30年5月1日を施行日としております。

次に、条例改正案の概要を新旧対照表で説明いたします。

2ページをごらんください。

表の右側が現行で、左側が改正案となります。

条例第7条において、港湾施設を使用する者は使用許可を受けることとされており、第8条において、使用許可を受けた者は別表第2に掲げる使用料を納入することとなっております。

3ページをごらんください。

別表第2中、種別、給水施設使用料の使用料を32円40銭から48円60銭に改めることとしております。

以上で、乙第42号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長及び港湾課長の説明は終わりました。

これより、乙第42号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

照屋大河委員。

○照屋大河委員 条例改正の目的のところ、中城湾港を使用する船舶の大型化やクルーズ船の寄港数の増加ということですが、中城湾港に特化したという一条例は、港湾管理条例で変えていきますよね。その辺の整理はどのようにしたらいいですか。中城湾港だけが上がっていくのか、それとも、全体として上がっていくのか、どういう見方なのでしょう。

○照屋寛志港湾課長 条例は全体に係るものでございます。ただし、給水施設が整備されている港が本部港（本部地区）、運天港、中城湾港（新港地区）の3カ所となっております。

○照屋大河委員 先ほど言ったように、中城湾港での大型化や寄港数の増加で条例を改正していくということなのですが、この改正によって本部港やその他に与える影響は出てくるのですか。

○照屋寛志港湾課長 一律に料金は改定いたします。今、大型化と申し上げましたが、本部港や運天港においても大型化はされておりますので、全ての港に適用されるということでございます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありますか。

具志堅透委員。

○具志堅透委員 業務量、業務時間増大によるという形になっているのですが、

今この給水料金というのはどこに入っていくのですか。

○照屋寛志港湾課長 県の収入になります。

○具志堅透委員 県の収入になって、業務はどこがやるのですか。

○照屋寛志港湾課長 中城湾港（新港地区）でしたら、県の中部土木事務所の中城湾港分室というところで業務を行います。本部港と運天港については、本部町と今帰仁村が業務を行います。

○具志堅透委員 これは、それぞれ管理者に還元されるということになるのですか。

○照屋寛志港湾課長 本部町や今帰仁村に対しては権限移譲を行っておりまして、権限移譲交付金という形で県から本部町、今帰仁村には交付金を交付しております。

○具志堅透委員 ですから、今の理由としては、大型クルーズ船等々の増加によって業務量や業務時間がふえていくということになっていて、その値上げした分は県に入る。そうすると、現場の仕事量が増大していつているので、その分は還元といいますか、交付金はふえていくという計算になるのですよね。

○照屋寛志港湾課長 権限移譲交付金については、施設の数や業務の内容などによって基礎的に算定して各市町村に交付しております。ですので、今回の料金改定が直ちに交付金に反映されるということではございません。

○具志堅透委員 それは少し理解に苦しむのですが、現場の業務量や業務時間の増大により値上げをしないといけないという理由ですよね。そういうことであればそれは現場に還元しないと、業務量がふえて、業務時間もふえていくから、水道料を値上げして、その分を交付金に還元しようという意図でやっているのではないのですか。

○照屋寛志港湾課長 港湾管理の維持管理費というのは、権限移譲交付金も含めて全て料金で賄いきれているものではなく、当然、必要な額も計上して交付しております。使用料について、ふえた分は県に入ってきて、それが交付金や

維持管理費に特定財源として賄われていきます。給水作業がふえていけば、それなりに交付金の算定には反映されていくという考えでございます。

○具志堅透委員 地元で意見を聞くと、その交付金が少ないのではないかという意見が多いのです。本部港（本部地区）であれば、かなりの業務量があつて、今でも苦しい状況の中で、業務量や業務時間が増大していると。必要な額を算定して交付していると言いますが、現場での業務量、業務時間がふえていることは認めているわけですから、当然、交付金の算定の中にその部分も加味していくことにならないとおかしいわけですよ。今も一部と言っているのですが、一部ということではなく、現場の業務量がふえているわけですから、例えば交付金の算定のときに業務量がふえた部分を見るために、今回、アップするというものでないと理解しづらいということです。

○照屋寛志港湾課長 業務量がふえている市町村については、毎年、その辺も算定に取り入れて、毎年の交付金を算定していくことになっております。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

（休憩中に、具志堅委員から質疑内容の補足説明があつた。）

○新垣清涼委員長 再開いたします。

照屋寛志港湾課長。

○照屋寛志港湾課長 業務量がふえていくということもございまして、市町村の業務量がふえていくということに関しましては、今後、市町村とも相談しながら交付金への算定について研究していきたいと考えております。

○具志堅透委員 給水施設使用料の増収ということでもありますので、ぜひその部分は還元していただくようお願いします。

それともう一点、クルーズ船が大型化して20万トンを超えるという話もございまして、入ってきたときに給水施設が足りないのではないかと。例えば、2万人の方々が入ってきて、そこで給水をしようとしたときに、本部町の水だけでは足りない、あるいは間に合うのかと。ここにポンプ場をつくるのか、そうといったことは検討していますか。

○**照屋寛志港湾課長** 給水施設の能力というのは限られておまして、給水できる範囲での供給と我々は考えております。つまり、停泊している時間中に給水することになりますので、例えば停泊が10時間であれば10時間ずっと供給し続けることになります。

○**具志堅透委員** これを議論するのは少し時間がかかりますし、議案外という感じもありますのでこれで終わりますが、そこはしっかりと検討されたほうがいいと思います。今のような感覚では水が全く足りなくなったり、あるいは本部町の周辺に影響が出る可能性もあるかもしれないということも聞いていますので、給水の量や施設も含めて検討をする余地はあるだろうと思います。そこだけ指摘して終わります。

○**新垣清涼委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**新垣清涼委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第42号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第43号議案建築基準法施行条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○**宮城理土木建築部長** 続きまして、資料1の2ページをごらんください。

乙第43号議案建築基準法施行条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本議案は、都市緑地法等の一部を改正する法律により、新たな用途地域の類型として田園住居地域が創設されたことに伴い、日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として田園住居地域を指定する等の改正をするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○**宮平尚建築指導課長** お手元に配付しております資料2の2により御説明いたします。

1ページ目をごらんください。

まず、都市緑地法等の一部を改正する法律による田園住居地域の創設について御説明いたします。

建築基準法で規定する用途地域は、住居系、商業系、工業系の12種類あり、それぞれの目的に応じて建築できる建物の用途が決められております。

今回、都市緑地法等の一部を改正する法律により、住宅と農地が混在し、調和して良好な居住環境と営農環境を形成する新たな用途地域として田園住居地域が創設されました。

次に、条例改正の概要について御説明いたします。

建築基準法施行条例では、日影による中高層建築物の高さの制限に係る対象区域として、現行で指定する区域に加えて、田園住居地域を指定する改正となっております。

そのほかに、各用途地域における用途の例外許可を申請する場合の手数料の徴収根拠について、田園住居地域を加える等の改正となっております。

なお、改正条例の施行日は平成30年4月1日としております。

次に、条例の改正案について新旧対照表で御説明いたします。

2ページ目をごらんください。

条例第29条に定める日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域に加えて、田園住居地域を指定しております。

次に、3ページ目をごらんください。

別表第5は、建築物の許可等に関する申請手数料の表となっております。

表の第7にあります建築基準法第48条のただし書きの許可とは、建築物の用途の例外許可を指しており、今回、用途地域が1つ追加され、法第48条の項が1つふえましたので、従前の第1項から第13項までを、第1項から第14項までと改正しております。

そのほか、表の第10以下は、今回の法改正において、建蔽率の「ぺい」の部分の表記が、ひらがなから漢字に改正されましたので、条例も同様に漢字に改めております。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長及び建築指導課長の説明は終わりました。

これより、乙第43号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 日影による中高層の高さの制限の概要の表を見ているのですが、第一種、第二種の低層住宅専用地域と田園住居地域は軒高7メートルから地上3階以上とか、日影線についても同じように5時間以上とか、3時間以上と規定されているわけですが、第一種、第二種と田園住居地域との大きな違いは何ですか。

○宮平尚建築指導課長 田園住居地域につきましては、第二種低層住居専用地域をベースに農業用の施設が立地できる、限定的に許容するというような用途地域になっております。そういうことで、低層住居専用地域と同類という判断をしております。

○糸洲朝則委員 例えば、農家レストランや農産物直売所などを設ける意図があって、この田園住居地域を設定するのですか。そこら辺を説明してください。

○宮平尚建築指導課長 田園住居地域というのは、低層住宅地と農地が調和した良好な住環境の保護を目的として創設されております。低層住居専用地域をベースに農業用の施設の立地を限定的に許容するということで、例えば、住宅や低層住宅地域で許容している日用品販売店のほかに、2階建て以下の農産物直売所、農家レストラン、農産物貯蔵倉庫、農産物の生産・集荷・処理を行う施設等の建設が可能という用途地域になっております。

○糸洲朝則委員 大体イメージは湧いてきたのですが、新しい田園住居地域について、具体的にどこを指定する予定ということは今ありますか。当然、それが無いとこういう条例は出てこないと思うのですが……。

○宮平尚建築指導課長 田園住居地域は市町村が決定することになっておりまして、法律は改正されるのですが、現時点では市町村からの要望はまだないということで承っております。ただ、県の条例も改正して準備をしておかないと、そういうものが出てきたときに対応ができないということで、今回、県の条例も改正をしたいということでございます。

○糸洲朝則委員 例えば今、産地直送的な考え方も強まって、郊外にファーマ

一ズ的なものが大きいものから小さいものまで結構あるわけで、これがレストランであり、農産物の直売所であると思うのですが、その辺は6次産業化とも相まって、観光にも振興するという事等も考えられると思います。そうであれば、この地域はこういう形で伸ばしていこうといった議論は市町村で既に始まっていますか。

○宮平尚建築指導課長 まだそこまでは伺っておりません。これからのことかと考えております。

○糸洲朝則委員 そうであれば、これは県の一つの誘導策として、こういう条例の改正になるということを知徹底しておかないと出てこないと思いますが、そこら辺の取り組みはどのようにしていますか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 田園住居地域につきましては、4月1日からの施行になっております。国で法の改正がありまして、今、県までおりにきていますが、これから市町村にも周知していく段階だと考えております。

○糸洲朝則委員 これは多分、時代の要請でこのように変更していくと認識しているのですが、例えば1階部分をレストランや農産物の販売所などの集約センターにできることは、農家にとってみれば大変ありがたいと思うのです。ですから、指定された地域はいいのですが、これから外れた地域とかも出てくると思うのです。現に、町村によっては直売所が何カ所もあるわけですから、そこは優先的に田園住居地域に指定する意向なのか、どうなのか。そこまで考えていますか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 田園住居地域の創設の背景として、まず、人口減少によって宅地需要が沈静化してきていると。それから、住民に都市部においても農地が必要だろうという認識が出てきていると。それと、マンション等の建設に伴う営農環境の悪化、それから、これまでは住居専用地域に農業専用施設はつくれなかったのですが、新たな地域によって設置できることになる一どちらかという、農業振興というよりは、これまでは都市内の農地を宅地化する動きがあったのですが、これが沈静化してきたために、市街地においても農地を保護していこうという背景で創設されたものでございます。

○糸洲朝則委員 確かに宅地化というのはこれまで那覇市近郊の町村にはよく見られる現象だったと思います。それによって土地の価値が上がってくる、当然、固定資産税も上がるということもあるわけですが、いずれにしても、田園住居地域を設定することによってバランスのいい開発というものが見込まれますか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 県内で適地があるかどうかは調べないとわからないのですが、本土の都心部に行くと、都市の真ん中に残っていた農地をこれまではどんどん宅地化していったと。しかし、今後は人口もふえないということがあって、その農地をどうにか都市の中に残していこうという施策でございます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
座波一委員。

○座波一委員 先ほどの説明からいっても、沖縄県内ではどういうところが該当するのだろうというイメージが湧かないのですが、田園住居地域を設定しなければ、市街地においては農地があったにしても農家レストランや直売所はつくれないということですよ。

○宮平尚建築指導課長 現行の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域においては、そういう施設は建築ができません。ですから、新たな用途地域の創設が求められているところでございます。

○座波一委員 既存の第一種低層住居専用地域あたりを指定するとなると、日影規制がかかり、かなり建物が制限されてくると考えていいですか。というのは、日影規制がかかるということは、建蔽率あるいは容積率にかかってくるのかということです。

○宮平尚建築指導課長 原則は低層の住居専用地域でございますので、新たな用途ができるという以外は、ほぼ従前の低層住居専用地域ということになります。

○座波一委員 容積率、建蔽率には影響がないという考えでいいですか。

○宮平尚建築指導課長 建蔽率、容積率というのは、それぞれの用途地域で若干選択肢がございます。ですから、市町村によって現行の第一種低層住居専用地域と同じ建蔽率、容積率ということもあるでしょうし、市町村によってはその選択肢が若干ございますので、多少、上乘せしたような建蔽率、容積率というのもあり得るかと思えます。

○座波一委員 都市部への導入が考えられるということですが、逆もあり得ますか。農地がふんだんにあるところに直売所、あるいは農家レストランが今後つくられていくということも視野に入りますか。都市部ではなく、田園住居地域がそういう地域にも設定される可能性はありますか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 田園住居地域というのは、都市計画上の用途地域の一つになっております。この用途地域を定めることができる区域は、まず都市計画区域全体があって、その中の市街化調整区域を除く部分でございます。

○座波一委員 それでは、市街化区域が設定されているところにおきましては、全般的に都市部や地方においても可能性はあるということですね。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 市街化区域と区域区分がない都市計画においてです。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第43号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第44号議案沖縄県文教地区建築条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 続きまして、資料1の3ページをごらんください。

乙第44号議案沖縄県文教地区建築条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本議案は、条例に基づく文教地区内の建築制限に係る許可に関する知事の権限に属する事務の一部について、権限移譲の協議が整った沖縄市が処理することとする必要があるため、条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○宮平尚建築指導課長 お手元に配付しております資料2の3により御説明いたします。

1 ページ目をごらんください。

まず、沖縄県文教地区建築条例の概要について御説明いたします。

文教地区とは都市計画法で定める特別用途地区の一つであり、用途規制のイメージ図にありますように、教育施設や文化施設の周辺を対象に市町村の都市計画で地区を指定し、条例により風俗営業店舗やホテルなど、教育・文化活動をする上で環境悪化をもたらすような施設の建築を制限しております。

規制を受ける用途については、知事が文教上の目的を害するおそれがないと認めた場合等、特例許可により建築が可能となります。

次に、条例改正の概要について御説明いたします。

条例に基づく文教地区内の建築制限に係る許可に関する知事の権限事務について、権限移譲の協議の調った沖縄市が処理することとする改正となっております。

権限を移譲する理由としては、地域のまちづくりの主体は市であること、権限移譲することで、事務手続の効率化、円滑化及び住民サービスの向上が図られることであります。

なお、改正条例の施行日は平成30年4月1日としております。

次に、条例の改正案について新旧対照表で御説明いたします。

2 ページ目をごらんください。

改正案の第4条事務処理の特例において、条例に基づく事務のうち文教地区内の建築許可に関する事務について、那覇市、宮古島市、石垣市に加えまして、沖縄市が処理することを規定しております。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長及び建築指導課長の説明は終わりました。

これより、乙第44号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 これは既に那覇市、宮古島市及び石垣市では権限移譲されていて、今回、沖縄市に権限移譲するからという説明なのですが、しからば今後将来的に、例えば、宜野湾市や南城市などといったところが権限移譲の新しい対象になるということは考えられますか。

○宮平尚建築指導課長 現在、文教地区を指定しているのが、この4市でございいます。ですから、新たに宜野湾市やほかの市が指定するということがもしございましたら権限移譲ということはあると思いますが、現行ではこの4市のみが指定しておりますので、沖縄市を含め4市が移譲されることとなります。

○糸洲朝則委員 これは風俗営業にまつわる店舗やホテル等が制限されるわけで、しかも文教地区という教育環境の点からの配慮だと思いますので、都市化が進めば進むほど、この条例の適用を必要とする市は出てくると。例えば、宜野湾市、浦添市、糸満市、豊見城市などは特にその部類に入ると思います。この辺が将来的に適用を受けると想像されますが、どうですか。

○宮平尚建築指導課長 現在、都市計画法では地区計画というのがございいます。もう少し広い範囲で地域を指定しまして、いろいろな用途の規制をしたり、高さの制限をかけたり、塀の高低を設定するなど、いろいろな誘導策がございいます。現在は、地区計画というのが主流の都市計画の流れでございいます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第44号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第45号議案沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 続きます、資料1の4ページをごらんください。

乙第45号議案沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本議案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、二級建築士及び木造建築士試験に係る受験手数料の額を改める必要があるため、条例を改正するものでございます。

詳細については、担当課長から説明させていただきます。

○宮平尚建築指導課長 お手元に配付しております資料2の4により御説明いたします。

1 ページ目をごらんください。

まず、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正について御説明いたします。

地方自治法第228条第1項の手数料で、全国的に統一して定めることが特に必要なものについては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令において、その標準額が規定されており、今回、二級建築士及び木造建築士受験手数料の標準額が改正されました。

資料中段の表及びグラフは、全国の二級建築士試験及び木造建築士試験の申込者の推移を示しております。試験申込者は平成21年時の約4万5000人から平成29年は2万9000人となっており、申込者数の減少に伴い、受験者1人当たりにかかるコストが増大しております。そのため、試験の運用に支障を来さぬよう、政令にて受験手数料標準額の引き上げがあったことから、条例で定める受験手数料の額を改めるものであります。

なお、改正条例の施行日は平成30年4月1日としております。

次に、条例の改正案について新旧対照表で御説明いたします。

2 ページ目をごらんください。

条例第3条第2項で定める二級建築士及び木造建築士の受験手数料を1万6900円から1万7700円へ改正しております。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長及び建築指導課長の説明は終わりました。

これより、乙第45号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

座波一委員。

○座波一委員 全国的な傾向もそうですが、沖縄県内も技術者不足があるわけで、そういう技術者を養成するという意味では、むしろこれは窓口あるいはハードルを上げるような状況になっていて、逆行するような条例になりませんか。

○宮平尚建築指導課長 これは全国的な問題でございまして、試験そのものの運営が難しくなるということございまして、全国的に手数料を上げるということございまして。

○座波一委員 それはわかりますが、沖縄県がそこを頑張って、沖縄県の技術者を養成するためになるべく上げないという議論にはならないですか。

○宮平尚建築指導課長 二級建築士と木造建築士については、県知事が試験を実施するということになっておりますが、実際のところは財団法人に試験を委託しております。これは各都道府県一緒でございます。ですから、全国一律に手数料を徴収しないといけないということございまして。

○座波一委員 地域性は反映されないということになりますね。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

上原正次委員。

○上原正次委員 今のお話を聞きましたけれども、例えば、二級建築士に関して専門学校や工業高校などで資格にチャレンジしている学生たちがいると思うのですが、こういった学生は沖縄県内に何名ぐらいいるのか、また、これは値上げになりますけれども、減免措置などはないのですか。

○宮平尚建築指導課長 二級建築士の試験でございまして、工業高校を卒業して3年間の実務経験が必要になりますので、学生は受検できないということになります。

減免措置については、今のところ考えておりません。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第45号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第49号議案工事請負契約について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 続きまして、資料1の5ページをごらんください。

乙第49号議案工事請負契約について御説明いたします。

本議案は、てだこ浦西駅パーク・アンド・ライド駐車場新築工事（建築）の工事請負契約について、議会の議決を求めるものでございます。

契約金額は、17億9666万6400円で、契約の相手方は、株式会社屋部土建・株式会社太名嘉組・南洋土建株式会社の3社で構成する特定建設工事共同企業体でございます。

当該工事は、沖縄都市モノレール延長整備における、てだこ浦西駅でのパーク・アンド・ライド駐車場の建築工事でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 お手元に配付しております資料2の5により御説明いたします。

1ページ目をごらんください。

上段左側の図はパーク・アンド・ライド駐車場の完成予想図と位置図、右側は配置図と立面図を表示しております。

パーク・アンド・ライド駐車場の延べ床面積は2万3440平方メートルで、鉄骨構造となっております。

現在、工事区間の造成工事が行われており、工事が終わり次第、今回の議案となっておりますパーク・アンド・ライド駐車場本体の建築に取りかかる予定で、竣工は平成31年3月を予定しております。

2ページ目をごらんください。

中段の議案の概要における契約方法について御説明いたします。

入札は一般競争入札の総合評価方式で行い、入札参加資格は、代表構成員は

建築工事業の特A級、その他構成員につきましても建築工事業の特A級の企業としております。

以上で構成される3社共同企業体の自主結成として、一般競争での入札方式としております。

その他の主な入札参加資格要件としては、代表構成員においては、建築一式工事を元請で施工した者及び沖縄県内に建設業法に基づく主たる営業所がある企業としております。

その他構成員においても、沖縄県内に建設業法に基づく主たる営業所がある企業としております。

3ページ目をごらんください。

こちらは、落札者を決定した総合評価落札方式に関する評価調書であります。

下段の総合評価結果の欄をごらんください。

6つの共同企業体の入札参加があり、それぞれの企業体の入札額及び技術点を記載しております。

結果としましては、株式会社屋部土建・株式会社太名嘉組・南洋土建株式会社特定建設工事共同企業体を落札者とし、税込み価格で、17億9666万6400円で仮契約を締結しているところであります。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長及び参事兼都市計画・モノレール課長の説明は終わりました。

これより、乙第49号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 駐車台数が約1000台ということなのですが、料金などは今からですか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 料金の設定はこれからでございます。

○赤嶺昇委員 例えば、中部地域から来て駐車場にとめて、そこから那覇にモ

ノレールで来るということだと思っておりますが、何時から何時までとか、時間なのか、1日なのか、どういう料金体系になる予定ですか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 1000台のうち、どれだけパーク・アンド・ライドに回すかという数的な検討はこれからなのですが、基本的に月決めの契約を考えております。

○赤嶺昇委員 月決めで契約して、皆さんは中・北部地域から来る皆さんを想定しているということだと思いますよね。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 中・北部地域もそうですし、近隣の西原町や浦添市周辺からここで乗り継いで、那覇の市街地まで来るという想定です。

○赤嶺昇委員 モノレールに乗ってもらうという想定だと思うのですが、月決めの部分とモノレールの利用料金とかは少し工夫されるのですか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 現在、パーク・アンド・ライド駐車場をやっている箇所として古島駅や安里の高架橋などがありますが、そこは駐車代金を3000円としておりますけれども、モノレールの定期券とセットということが条件になっております。

○赤嶺昇委員 この3000円の説明をお願いしますか。

○謝花勉都市計画・モノレール課都市モノレール室長 既存のパーク・アンド・ライド駐車場ということで那覇市内に3カ所利用されているところであります。古島駅近く、安里駅近く、小祿駅では那覇イオンの中の駐車場があり、いずれもモノレール株式会社が敷地を借り、駐車料金の設定も行っております。3000円の具体的な算定方法について、モノレール株式会社からは直接聞いておりませんが、利用している土地の賃借料などで大体トントンになっていると聞いております。一般的に那覇市内の駐車場は1万円から1万5000円ぐらいだと思うのですが、そういった料金も考えた上で、例えば、古島駅近くのパーク・アンド・ライド駐車場にとめて、そこからモノレールに乗って那覇市の都心部に行く想定した場合に、駐車場と定期券をセットにした料金と中心部の駐車料金を比較しながら決めていると考えております。3000円というのは月決めの

料金となっております。

○赤嶺昇委員 今から決めていくと思うのですが、例えば、殺到した場合、契約したらずっと契約できるのか、1年ごとに抽選になるのか、これはどのようにしますか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 この辺も今後、検討していくことになります。

○赤嶺昇委員 一回契約したら、ずっとこれが継続できるということがいいのかどうかも含めて、1年で切れることも問題ですし、いろいろ課題があると思うのですが、そこはいろいろな意見を聞いて対応していただきたいと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第49号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第50号議案工事請負契約について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 続きまして、資料1の6ページをごらんください。

乙第50号議案工事請負契約について御説明いたします。

本議案は、沖縄都市モノレール延長3駅自由通路建設工事（昇降機）の工事請負契約について、議会の議決を求めるものでございます。

契約金額は、6億3514万8000円で、契約の相手方は、沖縄パナソニック特機株式会社でございます。

当該工事は、沖縄都市モノレール延長整備における、延長3駅での自由通路の昇降機製作設置工事でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 お手元に配付しております資料2の6により御説明いたします。

1 ページ目をごらんください。

上段左側の図は、石嶺駅、浦添前田駅、経塚駅の自由通路における完成予想図、右側は平面図と立面図を表示しております。また、下段左側は工事概要を、右側は整備工程を表示しております。

3 駅における自由通路は、各駅にエレベーター 2 基、エスカレーター 2 基の設置を予定しており、それぞれ合計 6 基の製作設置を予定しております。

2 ページ目をごらんください。

中段の議案の概要における契約方法について説明いたします。

入札は一般競争入札の総合評価方式で行い、入札参加資格は代表構成員は機械器具設置工事業となっております。

その他の主な入札参加資格要件として、代表構成員は昇降機設備工事を元請で施工した者、及び沖縄県内に建設業法に基づく主たる営業所がある企業としております。

3 ページ目をごらんください。

こちらは、落札者を決定した総合評価落札方式に関する評価調書であります。

下段の総合評価結果の欄をごらんください。

3 社の入札参加があり、それぞれの入札額及び技術点を記載しております。

結果としましては、沖縄パナソニック特機株式会社を落札者とし、税込み価格、6 億 3514 万 8000 円で仮契約を締結しているところであります。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長及び参事兼都市計画・モノレール課長の説明は終わりました。

これより、乙第 50 号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 以前、モノレールのエスカレーターかエレベーターがずっと動かないまま放置されているということがありましたよね。その後、県民から指摘されて改善されたのですけれども、今回、請負業者も含めて—これはモノレール株式会社の問題だと思うのですが、その後、エスカレーターやエレベーターについては問題ないですか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 以前、自由通路の補修・点検については県が行っておりました。その後、モノレール株式会社と検討を続け、現在ではモノレール株式会社で一元管理するようにしております、迅速、的確に対応できる状況になっております。

○赤嶺昇委員 今度の契約で請け負った業者も、今後の補修を含めて対応するということになるのですか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 完成後は、モノレール株式会社で補修・点検を実施いたします。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第50号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第51号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 続きまして、資料1の7ページをごらんください。

乙第51号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について御説明いたします。

本議案は、平成28年第4回沖縄県議会乙第10号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

浦添西原線都市モノレール建設工事(てだこ浦西駅H28)の契約金額12億9276万円を2360万6640円増額し、13億1636万6640円に変更するものでございます。

当該工事は、沖縄都市モノレールインフラ部における、てだこ浦西駅を施工する工事で、変更内容は、仮組み立てやPC軌道桁の追加等により増額するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 お手元に配付しております資料2の7により御説明いたします。

今回の変更内容は、PC軌道桁の追加や大屋根の仮組み立ての追加等の変更により増額するものでございます。

1 ページ目をごらんください。

上段の左側は完成予想図、右側はたてこ浦西駅の計画断面図を示しており、下段左側は事業概要、下段右側は整備工程を示しております。

2 ページ目をごらんください。

主な変更内容について御説明いたします。

変更内容としましては、大屋根がH鋼によるアーチ型となっていることから、県内でも事例のない構造となっており、図面の写真のように現場搬入前に工場で仮組み検査を実施し、ガラスや外壁等の取り付けの検証をしております。

3 ページ目をごらんください。

駅舎の前後のPC軌道桁の架設については、現場が錯綜していることから他工区との安全性を確保するため、駅直近のPC軌道桁架設を4本追加しております。

なお、工事の進捗につきましては、現在、大屋根の架設を行っているところです。

4 ページ目をごらんください。

今回の変更は、PC軌道桁の追加や大屋根の仮組み立て等の変更によるもので、請負代金の増額は2360万6640円となっております。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長及び参事兼都市計画・モノレール課長の説明は終わりました。

これより、乙第51号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

座波一委員。

○座波一委員 説明の中にPC軌道桁の追加とあります。この部分というのは

最も基本的な部分だと思うのですが、これは当初から当然のように想定して、当初設計に反映されているべきものではないのですか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 当初、駅舎の前後の軌道桁については、別の軌道桁の工事で行う計画をしておりました。ところが、駅舎工事と現場が錯綜することや、駅舎内に桁が一部入ってくることなどから、責任所在を明確にするためにも駅舎工事に入れたほうが良いという判断のもと、変更をしております。

○座波一委員 当初、別工事予定のものが、この工事に入れたほうが良いという判断で持ってきたということで、考え方としては、別途予定のものからその部分が減るということになるのですか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 既に発注されていた工事を減額にしたというわけではなく、この部分については駅舎工事後に発注する予定であった工事でございます。

○座波一委員 ですから、その別途発注予定のものが、今回これに追加されたということですよ。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 そのとおりでございます。

○座波一委員 そうすると、別工事がなくなるということになりますか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 4本だけの工事ではなく、別工事というのは前後から来ますので、その4本の部分が発注予定の工事から抜けるということです。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 初歩的なことを伺いたいのですが、今、モノレールは空港に行っても満員で、チケットを買うときにも何列も並んでいるという現状なのですが、将来の観光客も見込んだ需要量に対して今の2レーンからふやすのか、それとも運行回数をふやすのか、現状と将来の見込みに対する対応はどれぐら

い議論されていますか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 確かに、今、モノレールの混雑というのは一つの課題と見ておりまして、次年度、需要予測を見直すことにしております。我々はモノレール株式会社とも協議しているのですが、3両や4両にするというのは莫大な費用がかかります。まずできることは、便数をふやして対応していきたいと。2両編成のまま運行間隔を縮めていって、まず対応していくと。それでもどうしても対応できないときに、3両や4両の話が出てくるのかと思っております。

○座喜味一幸委員 格好いいモノレールの駅ができるのですが、その辺の予測に反して一そもそも新石垣空港を国際空港にするということで、つくったと思ったらすぐに改築したり、那覇空港も国際線ターミナルビルを新築したり、今の状況を見ていると、自分もよく乗るものだから、今の駅の長さを見てみると3連結までがぎりぎりだと。これから1200万人の観光客を目指そうとしている中、国際便で大きいポストンバックを2つ持つてくると、結構、詰まってしまって一般客が乗りかえていることもあります。そういうことからすると、延伸して結構な人を運ぶはずなのですが、将来の需要の予測をどう考えているのかと。今、予想以上に需要が伸びていると見ているのですが、当面はこれでいって、将来ふえたらここまではできるけれども、次は、やはり車両をふやさないといけないのか、駅を延長しないといけないのかということからすると、モノレール株式会社は何と言っているのですか。これは相当議論になっていると思うのです。ですから、あと1スパン延ばせば、将来の需要まで吸収できるような駅ではないかと。これは約13億円ですが、あと2億円ぐらいふやせば、あと1スパン延ばせます。その辺の弾力的な議論がどうも見えなくて、とにかくモノレールにしても、大きいかばんを3名家族が持っていたら一般の人が入れないとか、そういう現場の問題を把握されているのかと。今のうちに手を打ったほうが、もっとモノレールの利用がふえますし、宿泊者も泉崎近辺ではなくもっとふえると思います。その辺の議論まで本気で見直したほうがいいと思いますが、いかがですか。

○宮城理土木建築部長 先ほど、参事兼都市計画・モノレール課長からも説明がありましたように、次年度、需要予測を見直す予定でございます。今、現行で予測をしているものを上回るような形で伸びていることは確かですので、その需要予測の中で、今、委員から御指摘のあるようなことも含めて、どの時期

までは増便で対応できるのか、いつかの時点ではもしかすると車両自体の数を
変えないといけないのかどうかも含めて、需要予測をやりながら改めてチェッ
クはかけていきたいと考えております。

○座喜味一幸委員 少なくとも、家族ぐるみで大きなバッグを1人で2つぐら
い持っていて、結局は便数をふやそうとしても、今のキャパでしたら階段まで
つながるような時期が来るかもしれません。ピークのときは下で待機している
人たちもいますので、そういう現場をもう少し丁寧に見られて、本気で手を打
たないといけない時期だということを提言しておきます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第51号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第52号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について審
査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 続きまして、資料1の8ページをごらんください。

乙第52号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について御説明い
たします。

本議案は、平成28年第4回沖縄県議会乙第11号議案をもって議決された工事
請負契約に係る議決内容の一部を変更するため、議会の議決を求めるものでご
ざいます。

浦添西原線1号橋整備工事(本線橋下り線上部工H28)の契約金額8億2944万
円を7099万2720円増額し、9億43万2720円に変更するものでございます。

当該工事は、県道浦添西原線バイパス事業における浦西1号橋の下り線上部
工を施工する工事で、変更内容は検査路の追加や工場製作における鋼材の精算
変更等により増額するものでございます。

詳細については、担当課長から説明させていただきます。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 お手元に配付しております資料

2の8により御説明いたします。

今回の変更内容は、橋梁点検用の検査路の追加や工場製作における鋼材の精算変更により増額するものでございます。

1 ページ目をごらんください。

上段の左側は浦添西原線1号橋の完成予想図、右側の図は計画縦断図を示しており、中段左側は断面図、右側は計画平面図、下段左側は事業概要、下段右側は整備工程を示しております。

また、計画平面図等において、対象の工事箇所を赤色で示しております。

2 ページ目をごらんください。

主な変更内容について御説明いたします。

左側の断面図をごらんください。

赤い線で囲まれた部分が検査路となります。また、右側の写真は他工区で取りつけている検査路を参考として示しております。

今回変更している内容としましては、本橋梁は沖縄自動車道をまたぐため、管理者である西日本高速道路株式会社と検査路の設計について協議を行っていましたが、仕様調整に時間を要しておりました。

今回、検査路の設計が確定したことや、架設工事が進捗していることなどから、架設用足場を検査路設置工事の際に兼用することで経済的にも優位となることなどから本工事に追加するものであります。

なお、工事の進捗につきましては、現在、鋼桁の架設を行っているところであります。

3 ページ目をごらんください。

今回の変更は、検査路の追加や工場製作における鋼材の精算変更等によるもので、請負代金の増額は7099万2720円となっております。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長及び参事兼都市計画・モノレール課長の説明は終わりました。

これより、乙第52号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第52号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第53号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 続きまして、資料1の9ページをごらんください。

乙第53号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について御説明いたします。

本議案は、平成28年第4回沖縄県議会乙第12号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

浦添西原線1号橋整備工事(本線橋上り線上部工H28)の契約金額8億1378万円を6144万1200円増額し、8億7522万1200円に変更するものでございます。

当該工事は、県道浦添西原線バイパス事業における浦西1号橋の上り線上部工を施工する工事で、変更内容は、検査路の追加や工場製作における鋼材の精算変更等により増額するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 お手元に配付しております資料2の9により御説明いたします。

今回の変更内容は、検査路の追加や工場製作における鋼材の精算変更により増額するものでございます。

1ページ目をごらんください。

上段の左側は、浦添西原線1号橋の完成予想図、右側の図は計画縦断図を示しており、中段左側は断面図、右側は計画平面図を、下段左側は事業概要、下段右側は整備工程を示しております。

また、計画平面図等において、対象の工事箇所を赤色で示しております。

2ページ目をごらんください。

主な変更内容について御説明いたします。

左側の断面図をごらんください。

赤い線で囲まれた部分が検査路となります。また、右側の写真は他工区で取りついている検査路を参考として示しております。

今回変更している内容としましては、本橋梁は、沖縄自動車道をまたぐため、管理者である西日本高速道路株式会社と検査路の設計について協議を行っていましたが、仕様調整に時間を要しておりました。

今回、検査路の設計が確定したことや、架設工事が進捗していることなどから、架設用足場を検査路設置工事の際に兼用することで経済的にも優位となることなどから本工事に追加するものであります。

なお、工事の進捗につきましては、現在、鋼桁の架設を行っているところであります。

3 ページ目をごらんください。

今回の変更は、検査路の追加や工場製作における鋼材の精算変更等によるもので、請負代金の増額は6144万1200円となっております。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長及び参事兼都市計画・モノレール課長の説明は終わりました。

これより、乙第53号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第53号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第54号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 続きまして、資料1の10ページをごらんください。

乙第54号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について御説明いたします。

本議案は、平成28年第4回沖縄県議会乙第13号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため、議会の議決を求めるものでご

ございます。

城間前田線都市モノレール建設工事（鋼軌道桁H28）の契約金額7億1820万円を6542万1000円増額し、7億8362万1000円に変更するものでございます。

当該工事は、県道城間前田線の鋼軌道桁を施工する工事で、変更内容は、架設工法の変更に伴う架設用クレーンの変更等により増額するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 お手元に配付しております資料2の10により御説明いたします。

今回の変更内容は、架設工法の変更に伴う架設用クレーンの変更等により増額するものでございます。

1 ページ目をごらんください。

上段の左側は完成予想図、中段に135メートルの鋼軌道桁の平面図と標準断面図、右側に39メートルの鋼軌道桁の平面図と標準断面図を示しております。また、下段左側は事業概要、下段右側は整備工程を示しております。

2 ページ目をごらんください。

主な変更理由である架設計画の変更について御説明いたします。

図面上段左側の側面図をごらんください。

この図は、モノレールが走ることになる軌道桁の架設計画であります。

軌道桁を架設するため、支保と呼ばれる架設の支えを設置し、クレーンにより支保と支保の間に軌道桁を順次架設する計画となっております。

次に、下段左側の平面図をごらんください。

赤色で示しておりますのが浦添西原線の旧道です。赤線で囲った箇所は、浦添西原線の旧道と市道国際センター線の交差線となっております。

当初計画では、当該交差点に位置する下部工P704とP705の支保の間隔が狭いことや、クレーンが交差点の角に配置する計画となっていたことから、車両交通の見通しが悪いことがわかり、交通管理者である警察や地元自治会と協議を行った結果、支保の間隔をできる限り広くする計画に変更することといたしました。

それに伴い、軌道桁を地上で組み立て架設する工法に変更したため、架設する桁重量が増大し、加えてクレーンの作業半径が大きくなったことから大型クレーンへの変更が必要となりました。

上段右側の側面図は、変更後の架設計画を示しております。

下部工P704からP705の支保間隔を広げ、架設時のクレーンの配置を変更す

ることで交差点における安全性の向上が図られております。

なお、工事の進捗につきましては、現在、鋼桁の架設を行っているところで

す。

3 ページ目をごらんください。

今回の変更内容は、架設工法の変更に伴う架設用クレーンの変更等によるもので、請負代金の増額は6542万1000円となっております。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長及び参事兼都市計画・モノレール課長の説明は終わりました。

これより、乙第54号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

座波一委員。

○座波一委員 まず、全体的なことを聞きますけれども、モノレールの供用開始は平成31年3月ですか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 平成31年春を目標として進めております。

○座波一委員 全体の事業費が525億円ということで、これは沖縄振興公共投資交付金—ハード交付金だと思いますが、そうですか。

○謝花勉都市計画・モノレール課都市モノレール室長 525億円というのはインフラ部とインフラ外部を合わせた事業費ですけれども、インフラ部、インフラ外部に使っている国庫補助事業についてはハード交付金となっております。

○座波一委員 国庫補助事業とハード交付金の内訳をお願いします。

○謝花勉都市計画・モノレール課都市モノレール室長 525億円は基本的にハード交付金の対象としております。ただ、インフラ外部につきましては、モノレール株式会社の負担金も一部入っております。

○座波一委員 大まかには、モノレール事業はハード交付金が主であると理解しております。そして、ハシゴ道路ネットワーク事業の中で都市モノレールにある程度の予算が偏っているということが、ほかの整備事業にも影響があるということを常々指摘しているわけですが、その中で平成31年3月に完成する予定ですよ。平成31年以降はその配分が南部の国道507号とか、あるいは南部東道路に間違いなく配分されていくという期待を持っているわけですが、そういう考え方でいいのですか。

○宮城理土木建築部長 都市モノレール建設事業は県全体での重点事業ということで、重点配分されています。次年度ですけれども、平成30年度が予算上の最終年度になりますので、平成31年度以降は都市モノレールの建設事業本体の部分でのハード交付金への負荷はなくなるということは確かでございます。ただ一方、その後、県全体で何を重点事業としていくのか、土木建築部に配分された額の中でどういった事業に振り分けるのかということは、今後、調整の上で進めていくこととなります。いずれにしても、平成30年度以降、ハード交付金等につきましても所要額の要望はしっかりと行っていかなければいけないものだと理解しております。

○座波一委員 重点配分した反動が来たところがあるわけですから、そこはそこで次年度以降の配分は考えないといけないと思っておりますが、どうですか。

○宮城理土木建築部長 現状、都市モノレールに重点化している部分についてほかの事業に影響があったことは確かですので、確保することをまず大前提として、土木建築部の中での配分につきましては、またしっかり議論して、重点化する、道路事業なのか、河川なのかということももちろんありますので、そこは引き続きしっかり議論をしていくということでございます。

○座波一委員 今、その体制は建設現場事務所だと思います。その体制が平成31年度で終了するわけですが、そういう体制を南部東道路や国道507号に持っていくという考えはありませんか。

○宮城理土木建築部長 都市モノレール建設事業が終わりましたら—今、現場事務所には那覇市や浦添市からの出向も含めて相当数の人間が配置されておりますが、その人員自体を今後また組織の中で強化する部分に割り当てていくと

いうことは当然でございますし、もちろん、予算に応じた組織強化も当然でございますので、例えば、今御指摘のありました南部東道路についても一現行の予算であればこの体制で十分といいますか、いけるものではございますけれども、予算の要望等がふえていけば、それに依じて体制の強化というのは当然ながらあるということでございます。

○座波一委員 後先の問題ですが、予算がふえれば体制を整えないといけないのではなく、ぜひ体制を構築して予算を多く獲得していくような方向でお願いしたいです。

○宮城理土木建築部長 引き続き、その点につきましては議論をさせていただきたいと思います。

○座波一委員 それから、追加工事がいつも気になるころではありますけれども、この分の追加というのは全体工事の範囲内でとどまるのですか。それとも補正とか組むのですか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 年間の事業費が決まっております、その中で対応しているということでございます。

○座波一委員 全体の事業費の範囲内で回しているということですね。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 そのとおりでございます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第54号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第55号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 続きますして、資料1の11ページをごらんください。

乙第55号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について御説明いたします。

本議案は、平成28年第6回沖縄県議会乙第11号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

那覇市の市道石嶺線都市モノレール石嶺駅建設工事（建築）の契約金額9億720万円を4938万840円増額し、9億5658万840円に変更するものでございます。

当該工事は、沖縄都市モノレールインフラ部における石嶺駅の建築を施工する工事で、変更内容は、足場計画の変更等により増額するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 お手元に配付しております資料2の11により御説明いたします。

今回の変更内容は、足場計画の変更等により増額するものでございます。

1ページ目をごらんください。

上段の左側は完成予想図、右側の図は石嶺駅の計画断面図を示しております。下段左側は事業概要、下段右側は整備工程を示しております。

2ページ目をごらんください。

主な変更理由について御説明いたします。

左側の図面をごらんください。

当初、駅舎の支柱と建築用の足場を固定する計画となっておりましたが、駅舎の支柱に荷重がかかることから、固定を解除した際、荷重が上向きから下向きに変動することにより、駅舎内のコンクリート工に影響があることが懸念されました。そのため、右図のように、建築用足場の荷重が下向きになるようにアンカーブロックを設置しております。また、足場の荷重が下向きに大きくなることから、強固な四角支柱に変更することといたしました。

なお、工事の進捗につきましては、現在、駅舎本体の築造を行っているところです。

3ページ目をごらんください。

今回の変更は、足場計画の変更等によるもので、請負代金の増額は4938万840円となっております。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長及び参事兼都市計画・モノレール課長の説明は終わりました。

これより、乙第55号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 基本的なことを伺いますけれども、これはある意味では都市構造物なのですが、県として設計変更等々の際は、技術審査会などで決定して変更していくのか、それとも、乙側の負担において詳細な構造を計算した結果、こうしたいという施工者—乙側の意向を聞いて変更の対象とするのか、その辺を御説明ください。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 まず、請負者と県が協議を行います。それを事務所の審査会にかけて増額を決定していくことになります。

○座喜味一幸委員 事務所の審査会というのは、どういう構成ですか。

○謝花勉都市計画・モノレール課都市モノレール室長 工事の変更の場合、現場の条件によっていろいろなパターンがあるかと思いますが、基本的には発注者と請負業者で協議を行います。その中で、県では軽微な変更と重い変更の2つに分けて変更を処理するのですが、基本的に重変の場合には建設事務所なり、土木事務所なりで審査をして変更をするという格好になっております。

○座喜味一幸委員 こういうのは詳細実施設計の段階でいろいろな条件を想定して、しかも比較設計をして比較工法をやって安上がりなものをとって、それで最終的な案が決定してくるのです。今の話を聞くと、当時の詳細実施設計の際に、地盤の支持力計算を行い、そこに大きな特殊鋼材の変更があって上載荷重が1.2倍にふえたということになると、架設を動かしてもいいのかというような感じもしますが、今までの変更を見ていて、どうも論理的なといえますか、基本的な議論がどう行われたのかが見えない。何が変更の条件なのかというのがはっきりわからなくてこの変更になっているので、そもそもこの変更という支保工の話については、土質の条件も変わらない、上載荷重も変わらないけれども、四角支柱支保工に変更しましたと。こういうなものは当然、当初設計

の中で検討されているべきなのです。ですから、それを変えなければならないという議論が、どこをどういう技術者集団が判断したのかということがどうも見えなくて、先ほどの質疑とも関連するのですが、こういうことは少し違うのではないかと。ある意味、施工業者の主張のとおり判断をされていたら困るという思いがしたので、あえて聞いております。この部分というのはお金が数千万円上がるわけで、これはこういう条件があったので変更せざるを得ませんでしたという必然性が感じられないのです。その辺を御説明ください。現場は、お金の精算から材料の承認、実施計画の承認などで忙しくて大変だと思うのですが、肝心かなめのこの部分は根本的な構造に絡む部分ですので、これはプロの人たちが議論をしないと決められないと思うのですが、その辺はどうですか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 変更について、資料2の11、2ページの図より御説明します。

こちらが当初のもので、こちらが変更後です。当初はこの足場で、ここに支保工がございます。これがH鋼です。このH鋼は途中で切れて2本になっています。ここはつながっているように見えますが、2本をくっつけたものになっております。当初は、既にできている土木の構造物にH鋼を固定して、ここの足場を支える計画でしたが、この荷重がかかることによって、こちらは固定されていますので上向きの力がかかってきます。そうすると、既にできている構造物に上向きの荷重がかかりますので、こういう曲がりになってきます。それを解除したときに、支えがなくなって元に戻ります。そのときにここで悪さをするのではないかとということで、事務所内、それからコンサルタントと協議をして、これをどうにかできないかということで考えたのがこの案でございます。これはどうかといいますと、既に乗っている軀体から縁を切って、H鋼を強固な支保で持たそうと。土木構造部から縁を切ると。そして、この荷重に対して上がる力がありますので、ここにアンカーブロックを引っ張ってこれを安定させると。そうすると、この力が全て四角支柱にかかりますので、この部分、それからアンカーも増額になったということでございます。当初、設計段階ではこの方法でも大丈夫ではないかという考えもありましたけれども、現場に入って詳細に検討したところ、やはりここに変な力が働いてひび割れなどが生じるおそれがあるということで、事務所とコンサルタントの協議の上、施工業者に指示したものでございます。

○座喜味一幸委員 技術の議論をしている場合ではないのですが、こういうものは当然わかっている、外側の荷重のスパンの分け方とか、センターを荷重の

かかる部分にして、後でその追加をすとか、議論することはたくさんあるのですが、そういうことは当然、当初から議論がされていてもいいのではないかと思うのです。たまたまやってみるとひずみを吸収するためにアンカーを入れておかないといけないとか、そういうことは最初、外で足場をかけた時点からわかるのです。その辺については、事務所の議論の仕方を検討していかないと、施工業者と現場の職員だけで議論をしたけれども変更しなければならないということが頻繁にあって、この妥当性が—これは私だけではありません。会計検査でこの議論がされたときに、補助金返還等の問題等もあるので、その辺の技術的な判断の適合性、合理性をしっかりとっていないといけないという思いを持って指摘しておきます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第55号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第56号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 資料1、12ページをごらんください。

乙第56号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について御説明いたします。

本議案は、平成28年第6回沖縄県議会乙第12号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

浦添市の市道国際センター線都市モノレール経塚駅建設工事(建築)の契約金額8億7285万6000円を2936万5200円増額し、9億222万1200円に変更するものでございます。

当該工事は、沖縄都市モノレールインフラ部における経塚駅の建築を施工する工事で、変更内容は、足場計画の変更等により増額するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 お手元に配付しております資料2の12により御説明いたします。

今回の変更内容は、足場計画の変更等により増額するものでございます。

1 ページ目をごらんください。

上段の左側は完成予想図、右側の図は経塚駅の計画断面図を示しており、下段左側は事業概要、下段右側は整備工程を示しております。

2 ページ目をごらんください。

主な変更理由について御説明いたします。

図面上側は、当初の交通切り回しをあらわしており、浦添市道国際センター線を通行どめにし、住宅地の中を迂回路として交通を切り回す計画にしておりました。しかし、住民生活に与える影響が大きいことから、地域住民との協議の結果、影響を最小限にするため、下段の変更後の断面図に記載されていますように、駅舎下の市道国際センター線を道路として通行できるよう足場の支保を強固な四角支柱に変更し、通行可能な形態へ変更することとしております。また、支保につきましては、前述の石嶺駅と同様な形状となっております。

なお、工事の進捗につきましては、現在、駅舎本体の築造を行っているところです。

3 ページ目をごらんください。

今回の変更は、足場計画の変更等の増額によるもので、請負代金の増額は2936万5200円となっております。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長及び参事兼都市計画・モノレール課長の説明は終わりました。

これより、乙第56号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第56号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第57号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について審

査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 続きます、資料1、13ページをごらんください。

乙第57号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について御説明いたします。

本議案は、平成28年第6回沖縄県議会乙第13号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

浦添市の城間前田線都市モノレール浦添前田駅建設工事（建築）の契約金額8億522万6400円を3482万4600円増額し、8億4005万1000円に変更するものでございます。

当該工事は、沖縄都市モノレールインフラ部における浦添前田駅の建築を施工する工事で、変更内容は、足場計画の変更等により増額するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 お手元に配付しております資料2の13により御説明いたします。

今回の変更内容は、足場計画の変更等により増額するものでございます。

1ページ目をごらんください。

上段の左側は完成予想図、右側の図は浦添前田駅の計画断面図を示しており、下段左側は事業概要、下段右側は整備工程を示しております。

また、計画平面図等において、対象の工事箇所を赤色で示しております。

2ページ目をごらんください。

主な変更理由を御説明いたします。

上段の変更前の図面をごらんください。

当初は、駅舎北側車両が相互通行する計画となっておりましたが、自由通路の工事の影響に伴い2車線を確保できなくなることから、駅舎下を通行可能なスペースにするため、下段変更後の図面のとおり、駅舎下の支保を削除し、北側と南側に交通を切りかえることとしております。そのため、支保を強固な四角支柱支保に変更することとしております。また、支保につきましては、前述の石嶺駅や経塚駅と同様な形状となっております。

なお、工事の進捗につきましては、現在、駅舎本体の築造を行っているところ

ろです。

3 ページ目をごらんください。

今回の変更は、足場計画の変更等によるもので、請負代金の増額は3482万4600円となっております。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長及び参事兼都市計画・モノレール課長の説明は終わりました。

これより、乙第57号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第57号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第58号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 続きまして、資料1、14ページをごらんください。

乙第58号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について御説明いたします。

本議案は、平成29年第6回沖縄県議会乙第13号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

航空機整備基地新築工事（造成2期及び格納庫建築）の契約金額94億939万2000円を5749万9200円増額し、94億6689万1200円に変更するものでございます。

変更内容は、建築工事における格納庫大扉ブレーキ装置の追加、耐荷重床の範囲変更及び配管取出口の数量変更等により増額するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○佐久川尚施設建築課長 お手元に配付しております資料2の14により御説明いたします。

今回の変更は、建築工事における格納庫大扉ブレーキ装置の追加、耐荷重床の範囲変更及び配管取出口の数量変更等に伴い増額するものであります。

1 ページをごらんください。

航空機整備基地の建設地の位置は、那覇空港内の那覇市字大嶺地内であり、敷地面積は2万9396平米であります。

建物の概要としましては、延べ面積が1万7858平米、鉄骨造3階建て、主な施設用途は大型機格納庫と小型機格納庫であります。

中段には平面図、下段には断面図を表示しております。

2 ページをごらんください。

今回の変更内容の1つ目は、大扉ブレーキ装置の追加として、大扉開閉時の安全性の向上等を図るため、大扉減速ブレーキ装置及び任意位置固定装置を追加するものであります

次に、2つ目の耐荷重床の範囲変更及び3つ目の配管取出口の数量変更については、機体整備運用見直しに伴い、小型機ジャッキアップ整備のための耐荷重床の範囲拡張及び配管取出口の設置数を追加変更するものであります。

3 ページをごらんください。

提出議案の概要となっております。

今回の変更に伴う請負代金の増額は、5749万9200円となっております。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長及び施設建築課長の説明は終わりました。

これより、乙第58号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

座波一委員。

○座波一委員 この整備事業につきましては、整備区分と申しますか、整備をするに当たり施設整備が当然伴ってくるわけですがけれども、建物以外にどこまで整備するという約束と申しますか、整備区分があるのですか。

○榊原千夏企業立地推進課副参事 施設についてですが、幅約200メートル、

奥行き約100メートル、高さ約33メートルで、大型機1機、中・小型機3機が格納できる格納庫、また、事務所等などを整備する予定となっております。

○座波一委員 今の説明は施設としての整備だと思いますが、航空機の重整備とか塗装機能を備えた施設となっておりますので、その建物以外の航空機整備に関する施設もやるというように見えるわけです。そういうものの整備区分はあるのですかという質問です。どこまでやるのですかということです。

○榊原千夏企業立地推進課副参事 整備施設に不可分な施設につきましては県が、生産設備につきましては入居企業が整備する予定となっております。

○座波一委員 不可分なところというのはどの辺なのかということを知りたいのです。

○榊原千夏企業立地推進課副参事 不可分なものの事例としましては、こちらはペイントなどもいたしますので、廃棄物の処理棟や保管庫等を想定しております。

○座波一委員 これは期待できる整備事業ですので推進してほしいのですが、県がつくって事業者に渡すわけですので、どこまで整備するのかということは議会の中でもある程度説明が必要だと思います。予算をどこまでかけるという最終的な部分まで見えるようにしないといけないと思います。同時に、建物が事業者に移った後のメンテナンスも含めて、故障した場合、どこまで責任が来るのか、そこら辺の取り決めもありますか。

○榊原千夏企業立地推進課副参事 こちらの施設につきましては、指定管理者を導入することとしておりますので、指定管理者が行うこととなっております。

○座波一委員 指定管理の方向ではとありますけれども、いずれにしても、どこまで県が整備する、どの部分までやるということについては説明ができるようにしておいてください。

○新垣清涼委員長 ほかに質問はありませんか。
糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 変更の主な内容の2番、これは特殊な建物ですので専門的な用語でよくわからないのですが、この説明によると、小型機ジャッキアップ整備のための耐荷重床の範囲拡張と。この床の構造はどのようなものですか。場合によっては杭を打たないといけないのか、鉄筋コンクリートだけで済むのか、鉄骨を入れるのか、そういうものがないとこの金額は出てこないはずですので、その辺を説明してください。

○佐久川尚施設建築課長 耐荷重床ですけれども、小型機をジャッキアップするということで、どうしても集中荷重がそこにかかってしまいますので、そのコンクリート舗装の厚みを厚くすると。構造的には鉄筋コンクリート造で、約35センチメートルの厚みをとるので、今回、変更させていただくということになっております。

○糸洲朝則委員 どのぐらいの荷重がかかるのか想像もつかないのですが、35センチメートルぐらいの鉄筋コンクリートの床で大丈夫ですか。

○佐久川尚施設建築課長 設計側にも確認をしまして、この程度であれば大丈夫だということで確認をもらっております。

○糸洲朝則委員 コンクリートの塊はいいということですが、その下はコンパクションだけで足りませんか。路盤の構造として、どのぐらいの滑車を入れて、どのぐらいの突き固めをするのですか。

○佐久川尚施設建築課長 コンクリート舗装ですけれども、35センチメートルのコンクリートということで、その下は碎石の厚みで約30センチメートル、上下二層に分けた舗装の構成になっております。それから、地梁がありますが、地梁は周辺と縁を切っておりませんので、その荷重は地梁部分でも持てるということで考えております。

○糸洲朝則委員 地梁を入れるということは、極端な話、スラブをつくるということですね。それは地中までどれぐらいの高さがあるのですか。

○佐久川尚施設建築課長 代表的なところですが、高さ1.2メートル、幅1.15メートルの地梁ということになっております。

○糸洲朝則委員 図面を見ていると、耐荷重床の範囲を拡張ということで、小型機のところが2カ所、倍ぐらいになっています。そして、大型機のところが全く新しい2つと。そこに小型機が停機しているのが見えるのですが、当初の図面でもあるように、大型機の格納庫は大型機しか図示されていないわけですよ。これを見ると、小型機が両側に図示されておりまして、つまり、これは整備工場としての用途、あるいは使い勝手が変更になったので、これだけの耐荷重床をふやさなくては行けないと。したがって、この分を追加してくださいということなら理解できるのですが、それでいいですか。

○佐久川尚施設建築課長 委員の御指摘のとおり、右側は大型機専用といえますか、当初はその整備と塗装を行う計画でしたが、さらなる有効活用といえますか、大型機を使わない時期などがあれば小型機を入れてそこで整備をします。そういう場合に先ほどの耐荷重床がある程度必要になるということで、今回、変更させていただいたということでございます。

○糸洲朝則委員 ユーザーの使用目的の変更、あるいは現実的な対応ということだろうとっております。したがって、この時点でなくては追加発注はできなかったと。当初の予定では十分に対応できなかったのも、これだけの追加をしますということですか。

○佐久川尚施設建築課長 そのとおりでございます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第58号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第59号議案財産の取得について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 続きまして、資料1、15ページをごらんください。

乙第59号議案財産の取得について御説明いたします。

本議案は、下地島空港に配備する空港用化学消防車を取得するため、議会の

議決を求めるものでございます。

取得予定価格は2億1362万4000円、契約の相手方は帝國繊維株式会社でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○與那覇聰空港課長 お手元に配付しております資料2の15により御説明いたします。

1ページをごらんください。

下地島空港には、現在、空港用化学消防車の1万2500リットル級が1台、6000リットル級が2台配備されております。そのうち、1万2500リットル級については耐用年数を超過し、化学消防車本来の機能を果たすことが難しくなっていることから、当該消防車を更新する必要があります。

更新に当たっては、航空局において定めた空港における消火救難体制の整備基準に適合するよう、1万リットル級空港用化学消防車2台を購入するものであります。

下の参考写真は、平成26年に新石垣空港に配備した1万リットル級空港用化学消防車であります。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長及び空港課長の説明は終わりました。

これより、乙第59号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 下地島空港は、周辺残地も含めていよいよ本格的に動いてきたという感じですが、下地島空港の管理運営の責任分担のようなものが余り見えません。今回、空港用化学消防車を買うのですが、空港の管理、ターミナルの管理、それから駐車場等を含めた周辺の管理の責任分担というのはどうなっていますか。

○與那覇聰空港課長 空港の基本施設である滑走路やエプロン等の管理につきましては、従来どおり、県が下地島空港管理事務所で管理いたします。今回、

ターミナル運営事業者である三菱地所が国際線あるいはLCC等の旅客を受け
るためのターミナル施設を建設して運用を図るということで、その部分につき
ましては事業者のほうで管理運営をしていきます。

○座喜味一幸委員　ターミナル施設の管理者—はっきり言うと三菱地所です
が、空港の使用料あるいは施設の使用料。あるいは県の土地、財産等の利用の
ありよう。そして、三菱地所に県はどのような条件で空港のターミナル施設を認
可しているのか、その辺を御説明いただけますか。

○與那覇聰空港課長　空港の使用料、着陸料などにつきましては、県の条例で
定めた使用料で徴収いたします。その収入は県の歳入になります。ターミナル
施設そのものの使用料は事業者が設定するのですが、旅客かエアラインから徴
収することになるかと思えます。事業者への土地の貸し付けの件ですが、そこ
も条例に基づきまして土地の使用料を県が事業者から徴収することになりま
す。

○座喜味一幸委員　これはいよいよなのですが、いつごろ、幾らぐらいをめど
にして、細かいお金までは要りませんが、そういう条件がないとターミナル施
設の利用の計画は出なかったと思えますし、三菱地所が参加することによるい
ろいろな条件が決まっていると思うのです。そして、供用開始したときに条例
で数字を出していくと思うのですが、その辺の基本の協定の進みぐあいと概要
を御説明いただけますか。

○與那覇聰空港課長　まず、土地の貸し付けにつきましては、使用許可という
ことで、30年の期限が原則になっております。その後も事業者のほうで継続し
て使用したいということであれば、また協議をして、期間の延長も可能な契約
内容になっております。

○座喜味一幸委員　それから、空港ターミナル管理株式会社がありますよね。
基本、施設に関して、これまで県はその株式会社にほとんど管理委託をして、
基本的な管理は任せていたと思うのですが、この考え方は、今後、三菱地所が
入ることによってどうなっていくのですか。その辺の情報がまだ見えないとこ
ろがありますので、御説明いただけませんか。

○與那覇聰空港課長　空港の管理につきましては、着陸帯の除草や灯火関係の

管理など、いろいろ維持管理する施設がございます。これまでは航空会社が設置したS A F C O社と随意契約をしていたのですが、大手のエアラインが撤退した後は、なるべく歳出予算の削減をすることも我々は目指しておりますので、一般競争入札でできる部分につきましては、随意契約から一般競争入札に切りかえた形で今、維持管理を行っているところです。

○座喜味一幸委員 特に、ターミナル施設の管理運営に関して、ボーディングブリッジの使用料や待合所など、全県の空港の中のある程度の相場のようなものがあって、使用料などもある意味横並びで設定されているのかと思っておりますが、ターミナル施設に三菱地所が入ったときは、県はどの程度、運営管理費等に係る権限を保持して、適正な行政力を持つのですか。その辺はどういう形ですか。

○與那覇聰空港課長 今回、展開していきますターミナル運営事業につきましては、施設設置も事業者が行いまして、運営そのものも事業者が行うということで、この施設に関しては県の役割は特にございません。

○座喜味一幸委員 任せっ放しというのは少しいけないと思います。その辺は適正な管理運営をするだろうという思いはあると思いますが、これは今後の研究課題にもなるだろうと思いますので、また陳情の審査で質疑したいと思いません。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第59号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第61号議案訴えの提起について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 続きまして、資料1、16ページをごらんください。

乙第61号議案訴えの提起について御説明いたします。

本議案は、県営住宅家賃を長期間にわたって滞納し、督促しても納入に応じ

ない滞納者に対し、建物の明け渡し及び未納の家賃等の支払いを求めるもので、対象者は37件、39人でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○幸喜敦住宅課長 お手元に配付しております資料2の16により御説明いたします。

1 ページをごらんください。

訴えの提起の概要について説明いたします。

(1) に示すとおり、今回の37件39名の滞納総額は、981万6300円であります。

対象者37件39名のうち、3件5名については、滞納に加え、親族の不法占有を訴えるものであります。

(2) は、本議案に係る訴えの提起対象者の選定に至るまでの流れを図で示しております。

図右側の県及び指定管理者で構成する法的措置対象者選定委員会で、まず①の法的措置対象者64件を選定し、そのうち、家賃の支払い、分納計画書等の提出があった27件を除き、②の訴えの提起対象者として37件を選定しております。

なお、米印2の注釈に示すとおり、3月9日時点、37件中14件は家賃支払い、または分納計画書の提出により、法的措置対象から外れ、現在、入居継続、または継続見込みとなっております。

2 ページをごらんください。

法的措置対象者選定から明け渡し強制執行までの流れについて、平成24年度から平成28年度までの5年間の実施状況をフローで示しております。

なお、図の中の件数は過去5年間の合計となっております。

まず、①の法的措置対象者は、5年間で2880件となっております。

この対象者のうち、県の納付指導等に応じ、家賃の支払い等により訴えの提起対象者から除かれ、入居継続となった者は全体の72%、2060件。残り28%の820件が②の訴えの提起対象者となっております。

また、県ではこの提起対象者に対し、明け渡し訴訟の提起予告通知及び最終催告書を送付し、注意喚起を促すことにより、約22%の649件が契約解除の対象から除かれ、入居継続となっております。

一方、④は支払いの意思が見られず、長期滞納の解消が見込めなく契約解除となった者が全体の5.9%、171件。そのうち、⑤の地裁へ訴状提出のあった者は全体の2.6%で77件。さらに、⑦の強制執行に至った者は、5年間合計で全体の約1.6%の48件となっております。

県としては、入居者の居住の安定を図るため、①の法的措置対象者の段階から⑦の強制執行に至る者への面談を随時実施しており、必要に応じ専門相談員と連携して、滞納原因等の把握及びその解消に向け、社会福祉制度等の案内・助言等を行っております。

また、明け渡しを命ずる判決が言い渡された者については、世帯状況に可能な限り配慮し、移転先及び退去予定を確認しながら、任意での明け渡しを求めています。その上で、判決から相当の期間を経過しても任意に明け渡しを行わない場合には、裁判所に強制執行の申し立てを行っております。

3ページをごらんください。

提訴に至るまでの県及び指定管理者の対応についての説明です。

(1) から (3) まではそれぞれ滞納月別に区分した短期、中期、長期滞納者の対応状況であり、(4) については、平成27年9月から県営住宅指定管理者内に新たに設けた専門相談窓口の相談状況であります。

なお、平成29年度、今年度からは専門相談員を昨年度までの2名から4名に増員し、相談体制を拡充しております。

相談件数については、平成27年度が337件。平成28年度は1101件。平成29年度は1月末現在までの合計が1371件となっております。

4ページをごらんください。

(5) に示す法的措置について、県では、法的措置対象者選定の段階から、長期滞納の解消に向けた対応を行っておりますが、それでも支払いの意思が見られず、滞納解消が見込めない者に対し、やむを得ず法的措置を実施しております。

最後に、5ページをごらんください。

生活に困窮している入居者への配慮についての説明です。

入居者の世帯収入の状況に応じた収入再認定、または県営住宅使用料の減額を行っておりますが、平成27年11月から減額率を最大75%に見直しております。

その実施状況は、表に示すとおりであります。

その他、生活困窮度に応じた家賃の免除については13件の適用がありました。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長及び住宅課長の説明は終わりました。

これより、乙第61号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第61号議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者入れかえ)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

次に、土木建築部関係の陳情平成28年第45号の4外27件の審査を行います。
ただいまの陳情について、土木建築部長の説明を求めます。
なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明
願います。
宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 土木建築部所管に係る陳情につきまして、県の処理概
要を御説明いたします。

お手元に配付してあります資料3、請願・陳情に関する説明資料をごらんく
ださい。

めくっていただきまして、目次をごらんください。

土木建築部所管の陳情は、継続が22件、新規が6件、合計28件となっております。

まず、継続審議につきまして、処理概要の変更が6件9カ所ございますので、
御説明いたします。

変更部分には、下線を引いております。

1ページをごらんください。

陳情平成28年第45号の4、沖縄県離島振興協議会からの平成28年度「離島・
過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情につきまして、4カ所の変更部
分を御説明いたします。

1カ所目の修正について、3ページをごらんください。

記の14、最後の段落に、「さらに、両村の住民や本島在住の両村出身者等を
対象にアンケート調査を実施するなど、潜在需要等の確認・検証に取り組んで
いるところであります。」を追加しております。

2カ所目は、5ページをごらんください。

記の21、「待合室について北大東空港は、平成29年度に拡張工事に着手したところであります。南大東空港については、入札不調により工事着手がおくれておりますが、早期に完成できるよう取り組んでいきたいと考えております。」と、全文を変更しております。

3カ所目は、6ページをごらんください。

記の23、2段落目、ターミナル施設の整備については、「平成29年度に実施設計に着手し、平成30年度の完成を目指して取り組む」から、「久米島町と費用負担に関する調整を進めており、平成30年度に実施設計に着手し、平成31年度の完成を目指して取り組む」に変更しております。

最後の4カ所目、8ページをごらんください。

記の37、最初の段落、「平成28年度にトイレ増設の実施設計を行い、平成29年度から工事に着手することとしております。」から、「引き続き早期着手に取り組んでいきたいと考えております。」に変更しております。

続きまして、10ページをごらんください。

陳情平成28年第89号の4、美ぎ島美しや市町村会からの美ぎ島美しや（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

12ページをごらんください。

記の4、宮古空港の、「駐機場については、平成29年度から拡張事業に着手することとしております。」から、「着手しております。」に変更しております。

続きまして、17ページをごらんください。

陳情平成29年第12号の2、沖縄ダンプ協議会からの法定積載で安心・安全な交通安全が担保できる適正単価を求める陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

記の1、2段落目に、「国土交通省において、平成29年からトラック運送に係る適正契約等の対策を強化し、ガイドライン等の作成・周知や取引条件等に関する相談窓口が設けられたことから、土木建築部では、当該資料等の内容と相談窓口について、陳情者に情報提供を行ったところであります。」を追加しております。

続きまして、21ページをごらんください。

陳情平成29年第46号の4、沖縄県離島振興協議会からの平成29年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

23ページをごらんください。

記の10につきましては、先ほど御説明いたしました、陳情平成28年第89号の4、記の4と同じ処理概要になります。

続きまして、28ページをごらんください。

陳情平成29年第91号の3、美ぎ島美しや市町村会からの美ぎ島美しや（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

29ページをごらんください。

記の2について、2段落目、宮古空港の駐機場については、「平成29年度から拡張事業に着手することとしております。」から「着手してあります。」に変更してあります。また、4段落目、保安検査場については、「増設に向けて取り組んでいるところであります。」から「増設に向けて取り組んできたところであり、平成30年3月10日に供用を開始してあります。」に変更してあります。

続きまして、32ページをごらんください。

陳情平成29年第94号の4、南部離島町村長議長連絡協議会からの南部離島町村における平成29年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

記の4につきましては、先ほど御説明いたしました陳情平成28年第45号の4記の23と同じ処理概要になります。

以上が、変更部分の説明でございます。

次に、新規に付託された陳情6件について御説明いたします。

なお、過去に御審査いただいた陳情と同一内容の陳情については、処理概要も同一でございますので、説明は省略させていただきます。

41ページをごらんください。

陳情第21号の2、久米島町からの平成29年度久米島町の振興施策に関する陳情につきまして、御説明いたします。

兼城港兼城地区は、隣接する水産鮮度保持施設の供用により、利用船舶が増加しており、整備の必要性は認識しております。突堤や浮棧橋の整備、船揚げ場の拡幅については、久米島町と調整を図りながら検討していきたいと考えております。また、クルーズ船や海洋調査船等に対応できる岸壁及び沖合の防波堤拡張の整備については、対象船舶の規模や将来的な寄港頻度等を把握し、整備の必要性について検討していきたいと考えております。

42ページをごらんください。

陳情第23号、うるま市からの勝連半島南岸部道路の早期整備に関する陳情につきまして、御説明いたします。

勝連半島を一周する県道の整備については、当該地域の観光振興や地域活性

化、防災対策等のため、必要性を認識しております。ルートの一部が米軍施設用地を通過することから沖縄防衛局及びうるま市と連携し、米軍との調整を進めるとともに、沖縄環境影響評価条例に基づく必要な手続を行い、早期事業化に向けて取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、43ページをごらんください。

陳情第25号、沖縄県町村議会議長会からの北部地域離島における架橋建設の早期実現に関する陳情につきまして、御説明いたします。

記の1、伊是名・伊平屋間の架橋建設については、陳情平成28年第45号の4記の13と同じ処理概要になります。

44ページをごらんください。

記の2、本部・伊江間の架橋建設については、陳情平成28年第45号の4記の12と同じ処理概要になります。

続きまして、45ページをごらんください。

陳情第29号、宜野湾マリーナ船主会からの宜野湾港マリーナの施設管理等に関する陳情につきまして、御説明いたします。

記の1、指定管理者においては、宜野湾港マリーナ港内における事故等の緊急時連絡体制表を作成し、管理事務所に掲示しております。海難事故等については、海上保安庁の緊急通報（118番）に関するポスター等を管理事務所に掲示し、マリーナ施設の使用許可を受けている方（施設使用者）に対する周知を図っております。また、宜野湾港マリーナは平成27年度に公益社団法人琉球水難救済会に加入し、宜野湾港マリーナ救難所に指定されており、海上保安庁等から救助要請を受けた際には、指定管理者所有の救助艇等により救助活動を行っております。

記の2、宜野湾港マリーナには、指定管理者において、業務遂行状況を把握するため、現場責任者として常勤の港長を設置しております。なお、港長が不在の場合でも、迅速に連絡をとれる体制を整えております。

記の3、宜野湾港マリーナ施設使用料は、沖縄県港湾管理条例により定められており、平成29年9月議会における使用料の改正に当たっては、事前に、施設使用者を対象に、改正内容、考え方等に関する説明会を開催しました。その後1週間の意見及び質問聴取期間を設け、出された質問に対しては県の考え方を示すとともに、マリーナ管理事務所への掲示を行いました。また、マリーナ内における水上オートバイの航行に関するルールについては、県、指定管理者、施設使用者の代表のほか、沖縄県ウォータークラフト安全協会、日本マリン事業協会沖縄支部等の関係機関と意見交換を行い、平成29年11月に作成しております。

なお、マリーナ内における船舶の航行に関しては、マリーナ施設の使用許可

の際に、従来から定められたルールについて周知徹底を図っているところであり
ます。

記の4、指定管理者が、船舶と浮棧橋等を使用する権利をあわせて売買して
いるという御指摘について、県は、宜野湾港マリーナにおいて、指定管理者の
業務実施状況等を確認したところ、現時点では、御指摘の内容は確認できてお
りません。

記の5、経年劣化等により生じる軽微な施設修繕は、指定管理者側で実施し、
大規模修繕が必要な場合は県側と協議を行うこととしております。(1) 宜野
湾港マリーナの照明灯については、施設の使用に支障がないよう、点検・修理
に努めてまいります。(2) 浮棧橋の老朽化については、指定管理者において
適宜補修等を実施しております。今後、現地を確認した上で、大規模な修繕等
を検討してまいります。(3) 駐車場設備については、平成29年度に駐車場ゲ
ート及び機器を更新する工事を実施しております。

記の6の(1) 航路入り口の三角ブイ(港口灯浮標) 2基については、港湾
区域を管理する中部土木事務所において、平成28年度及び平成29年度に修繕を
終えております。今後とも、適切な管理に努めてまいります。(2) 船舶の安
全航行については、指定管理者から施設使用者に対して、マリーナ内のルール
等の資料を配付して説明を行うとともに、管理事務所においては、電子看板に
より荒天時の注意喚起等の情報提供を行っております。また、指定管理者にお
いて、施設使用者を対象に、海上保安庁との合同安全指導、那覇海上保安部に
よる安全講習会等を開催しており、開催に当たっては、施設使用者に対して案
内し周知を図っております。

記の7、宜野湾港マリーナの休港日は、沖縄県港湾管理条例第22条により火
曜日と定めております。休港日については、クレーンの利用等はできませんが、
海上係留等の施設使用者については、船舶の入出港は可能となっております。

なお、休港日については、改めて利用者に周知を図っていきたいと考えてお
ります。

記の8、宜野湾港マリーナは、昭和63年の供用開始後、施設使用者を制限せ
ず、公共マリーナとして広く一般に利用されてきたところであり、平成29年12月
時点では、施設使用者のうち県内居住者の割合が約6割となっております。宜
野湾港マリーナは、県民の海洋性スポーツ・レクリエーションの普及振興とあ
わせて、観光振興等にも資することを目的に設置した施設であることから、施
設使用者に一定の要件を設けるべきではないと考えております。

48ページをごらんください。

陳情第30号、首里山川町自治会からの県道29号線の交差点改良に関する陳情

につきまして、御説明いたします。

記の1及び2について、県道29号線に接続する当該2カ所は、乗り入れ口であるため、交差点として改良することは困難であります。なお、県としては、自治会が懸念している交通事故防止や歩行者の安全確保について関係機関等と協議していく考えであります。

最後、49ページをごらんください。

陳情第31号、同じく首里山川町自治会からの県道28号線及び29号線の歩道の改修に関する陳情につきまして、御説明いたします。

記の1、県道28号線及び29号線における歩道舗装の損傷箇所については、平成29年10月から12月にかけて、一部修繕を行っております。引き続き、定期点検や要望等により修繕する考えであります。

記の2、道路照明は、道路照明施設設置基準に基づき、交通事故の防止を図るため、交差点等の危険箇所に設置するものであり、県道28号線及び29号線には、道路照明が設置されております。なお、歩行者の足元を照らす照明の設置については、基準によると困難であります。県としては、自治会において、街灯・防犯灯を設置する場合には、道路占用許可等で対応していきたいと考えております。

陳情案件についての説明は以上でございます。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 陳情平成29年第109号の2、北丘ハイツの新川側斜面の老人ホームの予定地なのですが、処理概要を見たら、そこは地すべり防止区域に指定されているけれども、地すべり防止区域の行為の制限は平成27年7月に終わっていると。しかし、開発許可申請については、技術的なことを検討して慎重に審査をしているということの処理概要で、ここに老人ホームをつくと傾斜に負荷がかかって崩壊するのではないかということの訴えになりますが、今、処理概要に変更、進捗はないのかどうか、再度答弁をお願いできますか。

○宮平尚建築指導課長 処理概要としては、今のところ進捗はございません。申請者に技術的な判断といいますか、それを求めているところでございまして、現在のところ動きはないというような状況でございます。

○崎山嗣幸委員 自治会から陳情が出されているのですが、地すべり防止区域に指定されているところに許可をすることについては、崩壊しないような措置をする条件がついているのですか。それとも、全く何もしないで許可を出したということですか。地すべり区域と指定しておきながら許可しましたと書いてあるものですから、崩壊しないという意味で許可したのかと聞いています。

○永山正海岸防災課長 北丘ハイツについては、平成27年7月に許可申請が出されまして、敷地の3分の1の部分に地すべり等の区域指定がされているものですから、その部分についてだけではなく、全体の施設として、地すべり防止の対策についての技術的な審査をした上で許可を出しております。

○崎山嗣幸委員 自治会が言っているのは、陥没したり、擁壁が膨らんでいたり、今、言われている地すべり防止区域にはそういう状況が何もなくて、条件もつけないで許可をしたのですかと聞きたいのです。

○永山正海岸防災課長 平成27年度に制限行為の許可を行った際に許可条件を付しております。その内容が、許可行為に起因する災害によって第三者に対して損害を与えた場合は責任を持って対処をすること。行為の実施に当たっては、豪雨、取水、天災等に対して注意を払って対処をすること。出先の南部土木事務所は、許可を受けた者に対して必要があると認めるときは指示を行うことができること。許可条件に違反した場合は許可の取り消し、条件の変更、行為の中止などを命ずることができるという条件を付しております。

○崎山嗣幸委員 地すべり防止区域については条件を付して許可をしたと。それから、今言われている開発許可申請については、これに基づいて審査中ということなのですが、開発許可の審査のネックというのは、この問題ではないのですか。

○宮平尚建築指導課長 開発許可も地すべりの許可の審査を待っているところでございます。

○崎山嗣幸委員 地すべりの許可申請は出していないのですか。

○宮平尚建築指導課長 開発の許可申請が出た時点で以前のものとは内容が変わっているということで、地すべりも変更の処理をしているところでございます。

○崎山嗣幸委員 地すべりについても変更申請を出しているのですから、変更申請を待って審査をするということで理解して構いませんか。

○宮平尚建築指導課長 そういうことでございます。

○崎山嗣幸委員 そうなると、老人ホームの進捗についてはどれぐらいおこなっているのですか。

○宮平尚建築指導課長 老人ホーム自体の計画を把握していませんので、どれぐらいおこなっているかということまでは把握しておりません。

○崎山嗣幸委員 要するに、まだ審査中ということですよね。

○宮平尚建築指導課長 そうです。

○崎山嗣幸委員 先ほど言っていたように、地すべり防止区域に指定されても、ここにおける崩壊などの修繕というのは地権者負担というのが決まりなのですか。

○永山正海岸防災課長 地すべり等防止法の中では、地権者がその責任を負うことになっております。

○崎山嗣幸委員 急傾斜や擁壁など、地すべり防止区域は県内に結構ありまして、民有地や県有地でもそういうことが結構起きていると思います。傾斜地の規模が大きいと個人負担も大きいと思いますが、今、お聞きしたいのは、一般的に区画整理をしてつくった傾斜地は地権者にそのまま返しますよね。行政の工事で作ったものについてこれが崩壊したときの責任は行政は全くタッチしないのですか。

○永山正海岸防災課長 北丘ハイツについては、県が地すべり防止対策を行った施設と沖縄県住宅供給公社が対策をした施設の2つがありまして、県が施工した部分については、当然ながら、崩壊等が起きた場合には県が責任をとって対策をします。そのための維持管理も県で行っていくというスタンスでございます。

○崎山嗣幸委員 県が施工した部分については、県有地ではないですね。

○永山正海岸防災課長 県が工作物を設けた部分については、県が土地買収までしましたので、県有地になります。それ以外のものについては買わないということです。

○崎山嗣幸委員 買収するという意味では県が補償するというのだけれども、先ほどから聞いているのは、区画整理事業を県や市町村が行って、残った急傾斜地がそのまま地権者に返還されると。返還した急傾斜地が崩壊したときの責任はないのかということを知りたいのです。そういう例が多いので。

○永山正海岸防災課長 地すべりの対策工事をした時点において、その危険区域の指定がなされていない場合については、県はその辺の責任を負えないことになっております。

○崎山嗣幸委員 行政が区画整理をして地権者に返したものは、規模が大きく個人負担になっていくことも多いので、こういったことを含めて確認したかったのですが、多分、これは現場においていろいろな状況があると思いますが、この地すべり区域指定について、大まかな基準を紹介できますか。

○永山正海岸防災課長 地すべり防止区域の指定をする際に要件というものがございまして、その要件としては、区域の指定面積が5ヘクタール以上、保全人家が10戸以上です。

○崎山嗣幸委員 これが大体の基準ですか。

○永山正海岸防災課長 まだありますけれども、市町村道に被害を及ぼすものでありますとか、農地であれば10ヘクタール以上に被害を及ぼすものというような要件がございます。

○**崎山嗣幸委員** こういった箇所は北丘ハイツだけではなくて、至るところで工事の事故が起こるケースもありました。そこも含めて行政がどれぐらいタッチするのか、あと、危険と承知しながら民有地をどうするかについては難しいところもあると思いますが、現地については、自治会と老人ホームとの関係も含めて、ぜひ慎重に相談をしてまたまとめてもらいたいと思います。

○**新垣清涼委員長** ほかに質疑はありませんか。

糸洲朝則委員。

○**糸洲朝則委員** 新規の陳情第29号、たくさんの要望事項といたしますか、指摘事項が出ておりますが、陳情文書を読んでいて本当にこのとおりであれば大変なことです。「施設運営、危機管理体制・料金改定のあり方について多数の不満の声が上がっており、平成29年9月1日には、署名を添えて管理責任者及び土木建築部港湾課担当に意見を提出したが、一向に改善される様子や説明がない。」とか、そして料金の改定云々も後で出てきますが、施設内の上下架施設一要するに、クレーンですが、これを無資格者が長年にわたって運転してきたと。沖縄労働基準監督署から指導を受けており、それ以降はクレーンを使用することができずと。さらに、連絡網もないとか、指定管理者は次年度から再契約されることになっていると。これは全体の一つ一つの指摘、そして皆さんの処理概要を見る前に陳情者の出している全体的な意見に対して、まず御説明をいただきたいと思います。一つ一つやらなくてもいいです。多分、これは指定管理者や県に対する不満がかなりあるということが文面から感じられますが、その後に1からずっと具体的に示されて、それに対する皆さんの処理概要が出ておりますが、まずはそこについて御説明いただけますか。

○**照屋寛志港湾課長** 9月4日に陳情者の方から水上オートバイの利用者等の方々の署名を添えて宜野湾港マリーナ施設使用料改定に関する要望というものが出されております。この要望は、8月27日に港湾課でマリーナの施設使用料改定に係る説明会を行ったのですが、そこで十分な納得とか理解ができなかったということで、参加者、そして参加できなかった人も含めて改めて説明を求めるといった内容の要請でございました。この要望については、港湾課においてマリーナ施設利用者ですとか、水上オートバイの利用者からの意見として受けとめております。そして、27日の説明会以降、説明会で使った資料などをマリーナの管理事務所で配付したり、質問や意見聴取期間を1週間設けたり、この要

望も加えて宜野湾港マリーナに設けたところ、複数の意見が改めて出されております。県としては、この要請も含め、改めて出された質問とか意見に関して、県の考え方などを整理して、9月20日にマリーナの管理事務所に掲示して周知を図っているところでございます。

○糸洲朝則委員 例えば、料金の改定にしても、これは条例改定ですので当然この場に出てくる。そして、指定管理者の議論もこの場に出てくる。既に委員会ではこの議論は終わっているわけですよ。それでもなおかつこういうものが出てくるということ自体、うちの委員会の責任もあるのであえて聞いているのです。この問題は大きいので、陳情者、指定管理者、県の3者でもっと話し合ってみたらどうですか。

○照屋寛志港湾課長 この陳情者の方からは、我々も直接要請を受けて、今、御説明した内容ですとか、県の考え方を説明しております。それと、陳情に出ているような内容について現在調べているところもありますし、事実と違うところについてはこういうことをやっておりますという説明はさせていただいているつもりでございます。

○糸洲朝則委員 利用者と指定管理者の感情的なものが絡まってきたら、海の上の仕事だけに危ないです。もし万が一事故が起きてからでは、これは本当に遅いです。ましてや、クレーンの上げ下げを無資格の者がやっていたということが表に出てきたということで、労働基準監督署から指摘されているわけですよ。ヒヤリ・ハットが300回あったら大きい事故が起きますというデータも出ていますし、陳情書を見る限りにおいては、本当に事故が起きないことが不思議なぐらいの感じで見っていますが、どうですか。

○照屋寛志港湾課長 陳情者からの指摘の中で、無資格者によるクレーンの操作というのがございました。これについては、11月15日に直接使用者から我々に労働基準監督署が行政指導に入ったという連絡がありました。そして、我々から指定管理者に確認したところ、クレーンの有資格者が急病で10月末ぐらいから療養することになり、確かに不在の時期もございました。ただ、この指定管理者は他社から免許を持っている人を呼んで随時対応はしていると聞いております。それと加えて労働基準監督署に確認をしたところ、法に抵触している事実は確認できなかったということを聞いております。ただ、事業者として有資格者がいない状況もあるので、改善について報告を求める行政指導を行った

ということを労働基準監督署から聞いております。

○糸洲朝則委員 いずれにしても、事業者と皆さんの回答との間に行き違いとか、いろいろな誤解あるいは本意ではない、お互いの感情の行き違い等もこの処理の仕方、あるいは文面から感じ取れますので、これはよく連携をとって、よく話し合いをしてもらいたいと思います。ちなみに、次の指定管理者の選定については、今の指定管理者がいつまで、次はいつですか。

○照屋寛志港湾課長 現在の指定管理者は、今年度3月末までで、4月1日から同一の企業体が指定管理者に決定しております。

○糸洲朝則委員 これはもう土木環境委員会で審査したのですか。

○照屋寛志港湾課長 11月議会で提案しております。

先ほど、安全云々というお話が委員からありましたけれども、指定管理者は、港内で発生したトラブル・事故については、事務所に連絡をもらって、それから関係機関に連絡をするという緊急連絡体制を整えております。加えて港外に関しては、基本的には、船を運航する方々の責任で連絡、その他の安全を確保するというのが基本です。ただ、宜野湾港マリーナに関しましては、平成27年度に公益社団法人琉球水難救済会というところに加入しまして、宜野湾港マリーナ救難所に指定されております。ですので、仮に港外でトラブルがあって、118番で海上保安庁に連絡がいきましたら、海上保安庁が来るまでの間に宜野湾マリーナから救難艇が出て、指定管理者が保有している船ですとか、また泊まっているオーナーの方の船の力もかりたりして、救助に当たったりということもやっておりまして、決して安全管理を怠っているということはないと我々は理解しております。

○糸洲朝則委員 ですから、言いわけするのではなくて、陳情が出ている以上はきちんと3者でよく話し合いをして、これはこうです、あれはああですと、お互いが理解を深めないといこの問題は解決しなくなります。マリーナというのは、宜野湾などはある意味パイロット事業だと言われてもいいぐらい、沖縄でも一番大事な最初のマリーナだと思うのです。そして、与那原もできましたし、これからもっともっとマリーナはふえてくるのです。沖縄の観光立県として、あるいはまたマリンスポーツの起点となっていくかもしれません。そういうことを考えたら、このマリーナの管理運営、あるいはその利用者、そこら辺との

意思の疎通あるいは我々も含めてしっかりしたルールづくりというものもやっていただきたいと要望しておきます。最初の陳情ですので、このぐらいにしておきますが、もう一点だけ。

次の陳情第30号、これは県道29号線にかかわる陳情となっておりますが、これは首里の坂下通りから山側に上がる道ということですか。

○喜屋武元秀道路管理課長 おっしゃるとおり、坂下通りから首里高校向けに行く道の県道29号線になります。

○糸洲朝則委員 この陳情の内容については、まちな市の市議会議員からあって、南部土木事務所に1回か2回ぐらい行って、こういうものがありますので早速現場を調査して対処してくださいと言ったことがあります、私も見ました。歩道のアスファルトの補修にアスファルトの樹脂を流し込んだのか、何かわかりませんが、これが補修をしていることになっているのだろうとか。そして夜に行ってみたら、確かに足元は暗いと。ところが、この辺は基準に合わないのでできないというのが陳情の回答になっています。この辺をもっと現場をしっかりと調査してやっていただきたいのですが、いかがですか。

○喜屋武元秀道路管理課長 処理概要にも記載しているところではありますけれども、まず、交通事故等の安全確保については、乗り入れ口ということで交差点の改良という取り組みはできないであろうというところで回答しております。この部分については、自治会と直接話をして、交通規制等による安全確保であれば県警察との協議も必要になってくるでありますし、道路管理者として利用する方々にこのような陳情の状況を踏まえて何ができるかを今後検討していきたいと考えております。

続きまして、保安灯についてですが、これについて道路管理者としては、車の走行に対して危険である交差点とか、そういう部分について道路照明を設置しているところではあります。陳情第31号の処理概要にも書いてありますが、設置基準がございます。ただ、地元の方が足元が暗いとか、保安上問題があるということであれば、それは土木建築部でやっている道路管理の事業ではなくて、ほかの部署に保安、安全に関する取り組み等がありますし、その辺を情報提供しながら、自治会等でもし単独で取り組むのであれば、道路占用許可とかそういうものは道路管理課で担当していますので、そういう協力はやっていきたいと考えております。

○糸洲朝則委員 県のやる部分、あるいは那覇市一しかし、県道ですので、やはり最終的には県でしっかり管理していかななくてはならないということでこの陳情が出ていると思います。そして保安灯については、確かに我々も隣近所みんなで電気料金を負担して、幾つか持っています。ですから、そこに対する補助制度というものも那覇市にはあります。ただ、市道とか、私道という限定がありますので、それが使えるのかどうかということ等も調整してやっていただければ、もっと前向きな解決策ができるのではないかと思ったので、あえて質疑をさせていただきました。よろしくをお願いします。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
座波一委員。

○座波一委員 陳情平成29年第12号の2、ダンプ労働者の問題ですけれども、本当に放ってはおけない問題だと認識しております。過積載をした状態が今現実が続いており、そうでもしない限りは生活ができないというのが現状です。こういう現状というのは、県としては把握していますか。

○小橋川透技術・建設業課長 過積載につきましては、県の公共工事の現場などにおいて、年に4回程度、過積載の状況について調査をしております。今回、過積載ということで、県警察に道路交通法違反で検挙された件数につきましては、近年、平成26年は48件、平成27年は11件、平成28年は5件、平成29年の10月末時点では4件というようなことがあります。

○座波一委員 現状は非常に惨たんたる状況であることは認識されていると思いますけれども、ただ、この処理概要を見ていると、どうもダンプ労働者の問題を解決するような処理ではない気がします。どうしてもこれでは問題解決にならないと。ところで、この陳情は土木建築部でふさわしいのかという疑問さえ出てきますが、どうでしょうか。

○小橋川透技術・建設業課長 公共工事の設計労務単価につきましては、県が発注する公共工事の現場などにおいて適用されるものでありまして、これにつきましては、県も国も調査をして労務単価を決定しております。しかし、陳情にあります生コン工場への碎石の運搬につきましては、公共工事の現場とはまた違う運搬に係る賃金等ということでありまして、これは製造業に係る賃金になると捉えております。

○座波一委員 生コンの部分は製造業者であると。ですからそれに該当しないとか、あるいは公共工事設計労務単価を引き上げているから、それを下請に徹底するものでもないとか、どうもこの状態では解決に全く進まないのではないかと。反面、ダンプ業者はどんどんふえてきていて、さらにダンプ協会が本土からもどんどん入ってきて、地元の労働者が自分のダンプを売って、逆にその会社の傘下に入るとか、いろいろな現象が起こってきているのですけれども、こういう業界からの問題を土木建築部の中で受けとめて対応できるのかという疑問がありますけれども、いかがですか。

○小橋川透技術・建設業課長 この問題につきましては、やはりダンプの運送の実態が運送契約に基づくものなのか、それとも荷主との雇用関係に基づくものなのかということで、関係部署の窓口が異なるということから、県も関係者協議会を平成26年度から持ちまして、要請がありますので問題の解決を図る取り組みは行っております。例えば、運送契約に基づく単価であるということであれば、沖縄総合事務局運輸部の運送契約を扱う窓口、それから雇用関係に基づく賃金ということであれば、沖縄労働局が窓口になるかと思っておりますので、そういった関係機関も集まって協議をしたところでもあります。ただ、その協議の中でも、どういった就労実態になっているのかを示してほしいということやダンプ協議会に伝えてはありましたが、ダンプ協議会から明確な回答が出てこなかったということで、この問題の解決を図るのは今のところ困難であると考えております。

○座波一委員 やはりそういうことなのですよ。2014年に協議会が設定されて以来、抜本的な対策がとられていないということは、非常にゆゆしき事態だと思っておりますけれども、ぜひ今言う関係機関、関係部署との連携で問題を解決の方向に努力してほしいと思っております。

次に、陳情平成29年第83号、仲間交差点の改良を求める陳情書が出ておりますが、これは県道77号線と86号線の県道同士の交差点なのです。非常に朝夕混むところで、ちょうど中心地から南城市の入り口と言えるところなのです。南部東道路が2021年から一部供用開始されるとはいえ、それだけで改善する問題でもなく、逆に南部東道路を一部供用開始することにより、さらに混む可能性もあると私は見えています。この部分というのは前に検討したことがありましたか。検討は今回の陳情が初めてではなかったと思っておりますが。

○玉城佳卓道路街路課長 過去には検討はしていませんでしたが、今年度、交差点の混雑率とかを少しやったところがございます。

○座波一委員 2車線の県道の交差点です。私はどちらかを拡幅したほうがいいという意味ではありません。南城市もどこかを拡幅して、この道を大きくしてほしいという意味ではなくて、交差点に右折対応車線をつければ確実にスムーズに流れるのです。今、こういう交差点を改良することをまずは優先して道路整備はしたほうがいいと思います。ですから、この部分をもう一度検討したほうがいいのではないかと本当に思っておりまして、その手前、仲間に橋がありますよね。この橋の老朽ぐあいはどうですか。その改良もあわせて……。

○喜屋武元秀道路管理課長 橋梁については、5年に1度定期点検を行うということが決められておりまして、4つの区分、緊急性を要する橋梁から経過観測というところで、この部分については今、資料を探しているところなのですが、緊急性を要するほど老朽化しているという報告はございません。

○座波一委員 これは中心部の交差点ですので、県道と県道の交差点という点では県が努力すべきだと思います。ぜひ、この陳情に基づいて何とか動いてほしいと思っております。よろしくお願いします。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

以上で、土木建築部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、土木建築部長の退任挨拶。その後、執行部退室)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

今回は、明 3月20日 火曜日 午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 新垣清涼